

昭和五十九年

農業所得標準きまる

◇水稲（一〇アール当り）

等級	所得金額
1	118,700円
2	113,300円
3	108,000円
4	102,300円
5	96,900円
6	92,400円
7	88,400円
8	83,300円
9	78,200円
10	72,500円
11	66,800円

◇田うらま作

（一〇アール当り）
三二、五〇〇円

◇普通畑（一〇アール当り）
五〇、一〇〇円

（別途控除する標準外経費）
◇共通のものとして
小作料、賃耕料、雇入費、
土地改良費、借入金利子、大
農具償却費、ライスセンター
委託料、請負耕作委託
料等があります。



記録保存制度
昭和59年度の税制改正により、事業所得など（事業所得、不動産所得山林所得）のある人（青色申告者を除く）で、確定申告書を提出する人や、収入金額の合計などを記載した総収入金額報告書を提出しなければならない人（事業所得などの総収入金額の合計が5千万円を超える人）は、その業務に関して作成したり受領した帳簿書類などを5年間保存しなければならないことになりました。

「二七税理士」に「用心

いよいよ所得税の申告シーズン到来です。
ところで、この時期になると正規の資格のない人が税理士と偽って、税金の申告書を書いたり、税務相談を受けたりしています。「二七税理士」は法律に違反するだけでなく、あまいな税務知識のため、申告書の記載内容を誤ったり、税務署からの問い合わせや調査に対して、あなたに代わって税務署に答えることができないなど、あなたに迷惑をかけることにもなります。十分ご注意ください。
また「二七税務職員」の被害も発生しています。税務職員は個別訪問して本を売り歩いたり、有料の講習会の出席を勧誘することはありません。では、この「二七モノ」を見



極めるには——。
「税理士」も「税務職員」も常に身分証明書を持っております。不審なときは、遠慮せず身分証明書を確認して下さい。

軽自動車税

軽自動車税は、毎年四月一日現在の軽自動車の所有者に課税されます。そのため、廃車や名義変更された場合は、次のとおり速やかに手続きをしましょう。
・原動機付自転車（125cc以下）
廃車は標識（ナンバープレート）と印鑑を、名義変更は当事者の印鑑を持参のうえ市民税係で手続きをしてください。
なお、長門市のナンバープレートを付けたまま市外に転出された場合は、転出先の市町村役場で長門市のナンバープレートを返し、新しく当該市町村役場で受けてください。
また、長門市外のナンバープレートをつけたまま長門市に転入されている場合には、長門市外のナンバープレートと印鑑を持参のうえ、市民税係で新しいナンバープレートの交付を受けてください。
・125ccを超える二輪車及び軽自動車
山口県軽自動車協会（☎〇八三九）（☎八八七七）で手続きをしてください。
・農耕用作業車（トラクター、コンバイン等）
農作業用小型特殊自動車に該当するものは、ナンバープレ

レート装着が義務づけられ、軽自動車税の対象となりますので、購入と同時に軽自動車税の申告とナンバープレートの交付を必ず受けてください。
◇該当するもの
・運輸大臣の型式認定（農・号）を受けているもの。
・乗用装置のあるもの。
・自動車の全長四・七〇m以下、全幅一・七〇m以下、全高二・〇〇m以下のもの、最高速度十五km毎時以下のもの、総排気量一・五〇リットル以下のもの。
◇申告先 市税務課市民税係

・軽自動車税の減免
身体障害者などが所有し、専ら本人が運転するか、あるいはその人の通学や通院のため同一生計の人が運転する軽自動車は税が減免されることがあります。詳しくは、市税務課市民税係までお問い合わせください。
☎2111 内線281

廃車、名義変更の手続は必ずしましょう。

